

# 兵庫県公報

平成30年12月11日 火曜日 第 3062 号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

### 告 示

○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（生活支援課）	1
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の廃止の届出（同）	2
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の辞退の届出（同）	3
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定（同）	3
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更、廃止、休止及び辞退の届出（同）	3
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定手術機関の指定（同）	4
○ 特定計量器定期検査の実施（工業振興課）	4
○ 保安林の指定の解除予定（豊かな森づくり課）	5
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	6
○ 同 上（同）	6
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	6
○ 土地収用法に基づく事業の認定（起業者 赤穂市）（用地課）	7
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	8

### 公 告

○ 本人確認情報の提供、利用及び保護の状況に関する公表（市町振興課）	9
○ 平成30年度兵庫県文化賞表彰（芸術文化課）	11
○ 平成30年度兵庫県科学賞表彰（同）	12
○ 平成30年度兵庫県スポーツ賞表彰（同）	12
○ 平成30年度兵庫県社会賞表彰（同）	14
○ 入札公告（産業政策課）	14
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	17
○ 同 上（同）	17

### 正 誤

○ 平成30年11月16日付け兵庫県公報第3055号中	18
-----------------------------	----

## 告 示

### 兵庫県告示第1036号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年12月11日

兵庫県知事 井戸敏三

指定医療機関

名 称	所在地	指定年月日

河上歯科医院	伊丹市西台 2—6—5	平成30年10月15日
弓倉歯科医院	同 市行基町 3—3	同 月19日
ただだファミリークリニック	たつの市龍野町日山61—1 プラザ日山B号	平成30年11月 1 日
クオール薬局黒田庄店	西脇市黒田庄町田高字柳原313—127	同 年10月 1 日
アクア訪問看護リハビリステーション	川西市小花 1—6—18 N&Hビル1階	同 年 9 月 1 日
川西市歯科医師会立訪問歯科センター	同 市火打 1—12—16 キセラ川西プラザ 2 階	同 月21日
川西市ふれあい歯科診療所	同 上	同 月26日
アンサー調剤薬局	川西市栄町 5—28	平成30年11月 1 日
クオール薬局小野店	小野市敷地町1382—246	同 年10月 1 日
かがわクリニック	加西市北条町西高室595—11	同
クオール薬局加西店	同 市北条町横尾 1—13—5	同
弥栄の園訪問看護ステーション	同 市北条町西高室595—11	平成30年11月 9 日
クオール薬局神崎店	神崎郡神河町栗賀町字発田385—11	同 年10月 1 日



**兵庫県告示第1037号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項の規定により、次の指定医療機関から廃止の届出があった。

平成30年12月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

廃止の届出があった指定医療機関

名 称	所在地
新見医院	洲本市本町 3—1—27
医療法人社団仁愛会青い鳥クリニック	芦屋市大東町 8—26
かもめ薬局芦屋店	同 市大東町10—12
芦屋川薬局	同 市松ノ内町22—14
大橋クリニック	宝塚市小林 2—10—17 ストリート小林 2 階
有馬歯科・矯正歯科	同 市仁川北 3—7—14 ペガサスビル201
川西市ふれあい歯科診療所	川西市火打 1—1—7
さくらい歯科	同 市多田桜木 1—1—1 ダイエー川西店
川西市歯科医師会立訪問歯科センター	同 市火打 1—1—7 ふれあいプラザ 1 階
ピオラ調剤薬局	宍粟市山崎町今宿223—18
前田歯科	加東市家原字庄幸245—5



**兵庫県告示第1038号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から辞退の届出があった。

平成30年12月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

辞退の届出があった指定医療機関

名 称	所在地
伊丹中央眼科	伊丹市中央1-5-1



**兵庫県告示第1039号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年12月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地	指定年月日
デイサービスしゃくなげ	篠山市川北1174-2	特定非営利活動法人にしきシャクナゲ	篠山市川北1174-2	平成30年10月26日



**兵庫県告示第1040号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から名称等の変更、廃止、休止及び辞退の届出があった。

平成30年12月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 名称等の変更の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地	変更内容
ウィズ訪問看護ステーション	加古川市野口町野口58-1	株式会社ウィズ	加古川市野口町野口58-1	所在地
アサヒサンクリーン在宅介護センターはりま	同 市加古川町北在家2648 ロイヤルコーポ加古川103号室	アサヒサンクリーン株式会社	静岡市葵区本通10-8-1	名称 所在地
エール居宅介護支援事業所	淡路市塩尾519-73	株式会社エール居宅介護支援事業所	淡路市塩尾519-81	所在地

2 廃止の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地
かもめ薬局芦屋店	芦屋市大東町10—12	トライアドウエスト株式会社	相模原市南区相模大野3—14—20
あくら薬局	宝塚市安倉南4—37—3	森 ナル江	宝塚市安倉南3—3—4—102
川西市歯科医師会立訪問歯科センター	川西市火打1—1—7 ふれあいプラザ1階	一般社団法人川西市歯科医師会	川西市火打1—1—7 ふれあいプラザ1階
つるや薬局	同 市小花1—1—10	有限会社 つるや薬局	同 市小花1—1—10
はるな整形外科内科	宍粟市山崎町今宿223—16	医療法人社団はるな整形外科内科	宍粟市山崎町今宿223—16
ショートステイいろは	加東市新定559—1	社会福祉法人日の出福祉会	加古郡稲美町国安1256
株式会社コケッココースマイル	神崎郡福崎町八千種2382	株式会社コケッココースマイル	神崎郡福崎町八千種2382

3 休止の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地
デイサービス花水月	加古川市野口町良野242—1	株式会社ウィズ	加古川市野口町野口58—1
樹楽宝塚売布	宝塚市売布1—10—16	株式会社砂屋	宝塚市売布1—10—16

4 辞退の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地
伊丹中央眼科	伊丹市中央1—5—1	二 宮 さゆり	大阪府箕面市小野原西3—8—11



兵庫県告示第1041号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年12月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定施術機関

名 称	住 所	施術所	所在地	指定年月日
小 島 敏 彦	宝塚市鶴の荘13—2	(往診のみ)	宝塚市鶴の荘13—2	平成30年11月1日
中 村 謙 太	神戸市兵庫区出在家町2—2—26 201	鍼灸中村屋	三木市吉川町みなぎ台1—4—7	同 月14日



兵庫県告示第1042号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、洲本市、芦屋市、豊岡市、西脇市（黒田庄町

の区域を除く。)、三木市吉川町、高砂市、加西市、篠山市、養父市、南あわじ市、淡路市、猪名川町、香美町及び新温泉町の区域における質量計の定期検査（特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号から第4号までに該当する場合を除く。）を次のとおり実施する。

平成30年12月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 検査実施機関（計量法第20条第1項に基づく指定定期検査機関）  
神戸市中央区下山手通6丁目3番28号 兵庫県中央労働センター内  
一般社団法人兵庫県計量協会
- 2 検査実施区域、検査実施期日及び検査実施場所

検査実施区域	検査実施期日	検査実施場所
洲本市	平成31年10月29日（火）から同年11月28日（木）までの期間で別に通知する期日	検査場所を指定した場合にあっては、その指定した場所 指定の場所によらない場合にあっては、その質量計の所在の場所
芦屋市	平成31年10月3日（木）から同月25日（金）までの期間で別に通知する期日	
豊岡市	平成31年5月8日（水）から同年6月27日（木）までの期間で別に通知する期日	
西脇市 （黒田庄町の区域を除く。）	平成32年1月21日（火）から同月31日（金）までの期間で別に通知する期日	
三木市吉川町	平成31年6月12日（水）から同月18日（火）までの期間で別に通知する期日	
高砂市	平成32年1月21日（火）から同年2月14日（金）までの期間で別に通知する期日	
加西市	平成31年7月16日（火）から同年8月2日（金）までの期間で別に通知する期日	
篠山市	平成31年9月3日（火）から同年10月2日（水）までの期間で別に通知する期日	
養父市	平成31年6月19日（水）から同年7月5日（金）までの期間で別に通知する期日	
南あわじ市	平成31年11月19日（火）から同年12月13日（金）までの期間で別に通知する期日	
淡路市	平成31年10月7日（月）から同年11月14日（木）までの期間で別に通知する期日	
猪名川町	平成31年7月9日（火）から同月12日（金）までの期間で別に通知する期日	
香美町	平成31年5月8日（水）から同月30日（木）までの期間で別に通知する期日	
新温泉町	平成31年4月15日（月）から同月26日（金）までの期間で別に通知する期日	

注：土曜日、日曜日及び祝日を除く。



森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成30年12月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 解除予定保安林の所在場所

洲本市中川原町厚浜字水ノ大師ノ上534の2（次の図に示す部分に限る。）字名手535の1・535の1・535の2合併11・535の3（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）字竹谷544の5（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

魚つき

3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、淡路県民局洲本農林水産振興事務所及び洲本市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1044号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、加古川市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年12月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量（道路台帳図データ更新）

2 作業期間

平成30年12月5日から平成31年4月30日まで

3 作業地域

加古川市の一部



**兵庫県告示第1045号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、加東市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年12月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量（数値地形図データ更新（地図情報レベル2500））

2 作業期間

平成30年11月26日から平成31年3月25日まで

3 作業地域

加東市の一部



**兵庫県告示第1046号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成30年12月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量（道路3次元データ計測）

2 作業期間

平成26年10月14日から平成27年3月31日まで

3 作業地域  
尼崎市全域



兵庫県告示第1047号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成30年12月11日

兵庫県知事 井戸敏三

1 起業者の名称

赤穂市

2 事業の種類

有年牟礼黒尾墓地移転整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

兵庫県赤穂市有年牟礼字前垣内地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

有年牟礼黒尾墓地移転整備事業（以下「本件事業」という。）は、次のとおり法第20条各号に規定する事業の認定要件を全て充足していると判断される。

(1) 法第20条第1号要件について

本件事業は、赤穂市が用地を取得し、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第2条に規定する墓地として整備を行うものであり、法第3条第32号に掲げる「地方公共団体が設置する墓地」に該当するため、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号要件について

本件事業の起業者である赤穂市は、本件事業に必要な財源措置を既に講じるとともに、必要な専任職員を配置する等、組織体制を整備していることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

よって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第3号要件について

ア 本件事業の施行により得られる公共の利益について

有年牟礼黒尾墓地（以下「現墓地」という。）は昭和51年に建設され、墓地全体に経年変化による不等沈下が進み墓地内のいたるところで地面の陥没が見られるのに加えて、多数の損傷個所が散見され、構造物としての耐久性が極めて脆弱な状況となっている。

また、通路幅についても、都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（平成20年1月策定、24年3月改訂。以下「ガイドライン」という。）に規定されている基準を満たしていない。

本件事業は、ガイドラインに適合し、墓参の利便性、安全性を確保した墓地を新たに設置するものであり、本件事業の施行により、ガイドラインの基準に合致した墓地にするとともに、特に高齢者の墓参の利便性、安全性の向上が図られるほか、地縁型、地域コミュニティが維持・強化されることから、本件事業の施行により得られる利益は相当程度存すると認められる。

イ 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び環境影響評価に関する条例（平成9年兵庫県条例第6号）に定める、環境影響評価が義務付けられた事業には該当しないが、起業者が任意で行った生物調査結果によると、起業地内及び周辺に、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づき指定される希少な動植物は確認されておらず、本件事業の施行による環境への影響は少ない。

文化財については、起業地には文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地も存在していないため、保護に支障を及ぼすことはない。

これらのことから、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 起業地の選定について

起業地の選定にあたっては、新墓地として必要な用地を確保するため、(1)社会的条件：①交通条件／集落からの距離や位置関係から、墓参の利便性、安全性が確保できること、②環境条件／住民の宗教的感情に適合し、公衆衛生の見地から支障がなく、墓地として相応しい場所であること、(2)技術的条件：工事期間中の仮設進入路などの仮設工事等の必要が少ないなど建設工法が容易な場所であること、(3)経済的条件：初期経費（用地費、補償費及び工事費）が経済的に優れていること、以上3つの観点から3案の候補地を選定している。

起業者は、候補地案について比較考量を行い、3案の中で最も優れた案を選定しており、起業地の選定は妥当なものであると認められる。

エ 総合的判断

アで述べたところの得られる公共の利益と、イで述べたところの失われる利益を比較考量すると、本件事業の施行により得られる公共の利益は失われる利益に優越するものと認められる。

また、ウで述べたように本件事業の起業地の選定は適切であると認められる。

したがって、本件事業の計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められるので、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

(4) 法第20条第4号要件について

ア 本件事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたとおり、構造物の改善やガイドラインへの基準適合等が急務となっている。

したがって、本件事業は、事業の緊急性の点において、起業地を収用することができる事業として施行する必要があると認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業により整備する新墓地は、赤穂市墓地埋葬等に関する法律施行規則やガイドラインを基に設計されており、起業地は、現墓地を利用する者が多く居住する黒尾地区にあり、住民の宗教的感情に配慮されていることに加え、墓地面積、通路等、墓参の利便性・安全性を達成するための必要最小限度の規模となっていることから、本件事業の起業地の範囲は適切であると認められる。

また、起業地は一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段にはなじまないため、収用することができる事業として施行する必要があると認められる。

ウ 総合的判断

ア及びイで述べたように、本件事業は起業地を収用することができる事業として施行する必要があるため、また、その範囲は適切であると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は法第20条各号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

赤穂市美化センター



兵庫県告示第1048号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成30年12月11日から供用を開始する。

その関係図面は、平成30年12月11日から2週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年12月11日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 小野香寺線	加西市網引町字北山831番35から 同市網引町字北畑804番3まで	旧	6.0から 16.0まで	707.0	
		新	10.0から 38.0まで	707.0	

## 公 告

## 本人確認情報の提供、利用及び保護の状況に関する公表

本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例（平成16年兵庫県条例第12号）第10条の規定に基づき、本人確認情報の提供、利用及び保護の状況を次のとおり公表する。

平成30年12月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 1 本人確認情報の提供

提供先	事 務	提供年月	提供件数
教育委員会	旧地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和62年政令第102号）第1条第26号に規定するところにより高等学校、高等専門学校、短期大学若しくは大学に在学する者に対して貸与した奨学金又はそれらの者に対して貸与した入学時における通学用品若しくは学用品の購入のための資金に係る返還金の徴収（延滞利息の徴収を含む。）に関する事務	平成30年1月	13
		同 年2月	4
	高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校若しくは特別支援学校の高等部又は教育長が指定する専修学校の高等課程に在学する者に対して貸与した奨学資金に係る返還金の徴収（延滞利息の徴収を含む。）に関する事務	平成29年9月	2
選挙管理委員会	公職選挙法（昭和25年法律第100号）による同法第86条第1項から第3項まで又は第86条の4第1項若しくは第2項（漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する場合を含む。）の届出に関する事務	平成29年10月	5
監査委員	地方自治法（昭和22年法律第67号）による同法第242条第1項の請求に関する事務	平成29年7月	1
		同 年9月	2
		同 年11月	2
		平成30年6月	6
公安委員会	道路交通法（昭和35年法律第105号）による同法第51条の4第4項の放置違反金の徴収（同条第13項後段の延滞金及び手数料並びに滞納処分費の徴収を含む。）に関する事務	平成29年7月	375
		同 年8月	333
		同 年9月	337
		同 年10月	378
		同 年11月	409
		同 年12月	330
		平成30年1月	532
		同 年2月	434
		同 年3月	413
		同 年4月	522
		同 年5月	478
		同 年6月	404

## 2 本人確認情報の利用

事 務	利用年月	利用件数
児童福祉法（昭和22年法律第164号）による同法第56条第2項の徴収金の徴収（滞納処分費の徴収を含む。）に関する事務	平成29年7月	2
	同 年10月	5
	平成30年2月	3

	同 年 4 月	2
	同 年 6 月	1
農薬取締法（昭和23年法律第82号）による同法第8条第1項又は第2項の届出に関する事務	平成30年 3 月	1
土地改良法（昭和24年法律第195号）による同法第18条第16項（同法第68条第4項において準用する場合を含む。）の届出に関する事務	平成29年 7 月	2
	同 年 8 月	11
	同 年11月	9
	同 年12月	12
	平成30年 2 月	25
	同 年 3 月	11
	同 年 4 月	34
	同 年 5 月	64
	同 年 6 月	15
肥料取締法（昭和25年法律第127号）による同法第4条第1項若しくは第2項の登録又は同法第13条、第16条の2、第22条若しくは第23条の届出に関する事務	平成29年 9 月	1
採石法（昭和25年法律第291号）による同法第32条の登録又は同法第32条の7第1項の届出に関する事務	平成29年 8 月	1
	同 年10月	1
	同 年11月	1
	同 年12月	1
児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による同法第12条第2項の返還金その他の返還金又は同法第23条第1項の徴収金の徴収（同条第2項において読み替えて準用する国民年金法（昭和34年法律第141号）第97条第1項の延滞金及び滞納処分費の徴収を含む。）に関する事務	平成29年11月	1
	同 年12月	1
母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による同法第16条に規定する母子福祉資金貸付金、同法第31条の6第7項に規定する父子福祉資金貸付金又は同法第32条第7項に規定する寡婦福祉資金貸付金に係る償還金の徴収（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第17条（同令第31条の7及び第38条において読み替えて準用する場合を含む。）の違約金の徴収を含む。）に関する事務	平成29年 7 月	3
	同 年 8 月	7
	同 年 9 月	1
	同 年10月	8
	同 年11月	3
	同 年12月	4
	平成30年 1 月	11
	同 年 2 月	2
	同 年 3 月	5
	同 年 5 月	5
	同 年 6 月	15
特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）による同法第13条第3項若しくは第43条第1項若しくは第2項の取消し、同法第42条の命令又は同法第80条の過料に関する事務	平成29年 7 月	2
	平成30年 1 月	2
恩給条例（昭和36年兵庫県条例第40号）による恩給の支給に関する事務	平成29年 9 月	16
	同 年11月	5
	同 年12月	23
	平成30年 3 月	11
	同 年 5 月	5
	同 年 6 月	11

兵庫県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年兵庫県条例第18号）による同条例第6条第1項若しくは第2項の掛金の徴収又は同条例第8条第1項若しくは第2項の年金の支給に関する事務	平成29年7月	2,112
	同 年9月	1,743
浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年兵庫県条例第11号）による同条例第2条第1項若しくは第3項の登録又は同条例第7条第1項の届出に関する事務	平成30年1月	1
行政書士法（昭和26年法律第4号）第3条第1項に規定する行政書士試験に係る合格証明書の交付に関する事務	平成29年8月	1
	同 年11月	3
	平成30年3月	1
	同 年4月	4
土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条各号に掲げるものに係る事業の用に供する土地の取得に関する事務	平成29年7月	2
	同 年8月	61
	同 年9月	17
	同 年10月	33
	同 年11月	18
	同 年12月	19
	平成30年1月	20
	同 年2月	24
	同 年3月	7
	同 年4月	5
	同 年5月	18
	同 年6月	20
農薬取締法第1条の2第1項に規定する病虫害の防除の業を営もうとする者の届出に関する事務	平成30年5月	2
外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立支援金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務	平成30年6月	3

3 本人確認情報の保護に関する状況

本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例第8条第2項の規定により漏えい等の防止のために講じられた措置はなし。



**平成30年度兵庫県文化賞表彰**

兵庫県文化賞規則（昭和38年兵庫県規則第84号）第2条の規定により、平成30年11月3日に次の者を表彰した。

平成30年12月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 氏 名 市 野 元 和
- (2) 住 所 篠山市
- (3) 功績内容 丹波焼を代表する作家として伝統的な素材や技法を生かした現代的で洗練された作品を創作するとともに陶磁器の研究と後進の指導育成に努めるなど美術の振興に尽くした。
- 2 (1) 氏 名 岩 松 了
- (2) 住 所 横浜市
- (3) 功績内容 我が国を代表する劇作家演出家として数多くの優れた作品を創造するとともに県立ピッコロ劇団代表として兵庫の舞台芸術の魅力を全国に発信するなど演劇の振興に尽くした。
- 3 (1) 氏 名 笑福亭 鶴 瓶 (本名：駿 河 学)
- (2) 住 所 西宮市

- (3) 功績内容 上方を代表する落語家として独自の芸風で人々を魅了するなど落語文化の普及に努めるとともに高い知名度を生かして兵庫の魅力を全国に発信するなど県民文化の振興に尽くした。
- 4 (1) 氏 名 正 井 公 華 (本名：正 井 公 子)
- (2) 住 所 神戸市
- (3) 功績内容 創作紙工芸の第一人者として独自の作風で数多くの立体的な作品を創作し国内外で高い評価を得るとともに手工芸の普及と発展に努めるなど美術の振興に尽くした。
- 5 (1) 氏 名 吉 見 敏 治
- (2) 住 所 神戸市
- (3) 功績内容 洋画家として「震災記録画」をはじめ情熱あふれる優れた作品を創作するとともに兵庫県洋画団体協議会代表として洋画を通じた震災被災地の支援活動を展開するなど美術の振興に尽くした。



**平成30年度兵庫県科学賞表彰**

兵庫県科学賞規則（昭和38年兵庫県規則第85号）第2条の規定により、平成30年11月3日に次の者を表彰した。

平成30年12月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 氏 名 芦 田 均
- (2) 住 所 神戸市
- (3) 功績内容 食品成分研究の第一人者としてポリフェノールが持つ生理機能を明らかにするとともに丹波黒大豆の健康維持機能の解明と普及促進に取り組み県民の健康増進に努めるなど生命科学の発展に尽くした。
- 2 (1) 氏 名 川 月 喜 弘
- (2) 住 所 姫路市
- (3) 功績内容 光反応性高分子材料研究の第一人者として多様な高分子液晶を合成して光学特性を解明するとともに光学デバイスの実用化に導く研究開発を推進するなど科学技術の向上に尽くした。
- 3 (1) 氏 名 橋 本 秀 樹
- (2) 住 所 西宮市
- (3) 功績内容 光合成研究の先駆者として光合成初期過程の動作機構を解明するとともに人工光合成による次世代燃料の研究開発を先導するなど生命科学の発展と科学技術の向上に尽くした。



**平成30年度兵庫県スポーツ賞表彰**

兵庫県スポーツ賞規則（昭和39年兵庫県規則第118号）第2条の規定により、平成30年11月3日に次の者を表彰した。

平成30年12月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 氏 名 天 羽 生 昇
- (2) 住 所 明石市
- (3) 功績内容 永年にわたり兵庫県弓道連盟理事長等の要職を歴任し競技の普及と発展に努めるとともに国体で輝かしい成績を収める選手の指導育成に力を注ぐなどスポーツの振興に尽くした。
- 2 (1) 氏 名 小 山 友 一
- (2) 住 所 朝来市
- (3) 功績内容 永年にわたり兵庫県スポーツ推進委員会会長等の要職を歴任し社会体育の普及と発展に努めるとともに兵庫県スポーツ推進計画の策定に参画するなどスポーツの振興に尽くした。
- 3 (1) 氏 名 増 田 和 茂
- (2) 住 所 明石市
- (3) 功績内容 障害者スポーツの先駆者としてスポーツを通じた障害者の健康づくりに努めるとともに「障害者スポーツネットひょうご」を設立し障害者スポーツ団体間のネットワーク化を推進するなどスポーツの振興に尽くした。

- 4(1) 氏名 松本 學  
(2) 住所 神戸市  
(3) 功績内容 日本スポーツ協会公認のスポーツドクターとしてスポーツ障害の予防や復帰支援に取り組むとともに本県の国体帯同ドクターとして選手の健康管理や禁止薬物の助言指導に努めるなどスポーツの振興に尽くした。
- 5(1) 氏名 石川 恭子  
(2) 住所 尼崎市  
(3) 功績内容 ジャカルタ・パレンバンで開かれた第18回アジア競技大会ソフトボール競技において金メダルを獲得しスポーツを通じて兵庫の名を高めた。
- 6(1) 氏名 岩 渕 真 奈  
(2) 住所 神戸市  
(3) 功績内容 ジャカルタ・パレンバンで開かれた第18回アジア競技大会サッカー競技において金メダルを獲得しスポーツを通じて兵庫の名を高めた。
- 7(1) 氏名 北 島 隆 三  
(2) 住所 滋賀県  
(3) 功績内容 ジャカルタ・パレンバンで開かれた第18回アジア競技大会馬術競技において金メダルを獲得しスポーツを通じて兵庫の名を高めた。
- 8(1) 氏名 國 武 愛 美  
(2) 住所 神奈川県  
(3) 功績内容 ジャカルタ・パレンバンで開かれた第18回アジア競技大会サッカー競技において金メダルを獲得しスポーツを通じて兵庫の名を高めた。
- 9(1) 氏名 黒 木 茜  
(2) 住所 神戸市  
(3) 功績内容 ジャカルタ・パレンバンで開かれた第18回アジア競技大会馬術競技において金メダルを獲得しスポーツを通じて兵庫の名を高めた。
- 10(1) 氏名 小 西 杏 奈  
(2) 住所 愛知県  
(3) 功績内容 ジャカルタ・パレンバンで開かれた第18回アジア競技大会水泳競技において金メダルを獲得しスポーツを通じて兵庫の名を高めた。
- 11(1) 氏名 鮫 島 彩  
(2) 住所 神戸市  
(3) 功績内容 ジャカルタ・パレンバンで開かれた第18回アジア競技大会サッカー競技において金メダルを獲得しスポーツを通じて兵庫の名を高めた。
- 12(1) 氏名 白 井 璃 緒  
(2) 住所 東京都  
(3) 功績内容 ジャカルタ・パレンバンで開かれた第18回アジア競技大会水泳競技において金メダルを獲得しスポーツを通じて兵庫の名を高めた。
- 13(1) 氏名 多 田 修 平  
(2) 住所 大阪府  
(3) 功績内容 ジャカルタ・パレンバンで開かれた第18回アジア競技大会陸上競技において金メダルを獲得しスポーツを通じて兵庫の名を高めた。
- 14(1) 氏名 中 島 依 美  
(2) 住所 神戸市  
(3) 功績内容 ジャカルタ・パレンバンで開かれた第18回アジア競技大会サッカー競技において金メダルを獲得しスポーツを通じて兵庫の名を高めた。
- 15(1) 氏名 増 矢 理 花  
(2) 住所 神戸市  
(3) 功績内容 ジャカルタ・パレンバンで開かれた第18回アジア競技大会サッカー競技において金メダルを獲得しスポーツを通じて兵庫の名を高めた。
- 16(1) 氏名 溝 畑 樹 蘭

- (2) 住 所 東京都
- (3) 功績内容 ジャカルタ・パレンバンで開かれた第18回アジア競技大会水泳競技において金メダルを獲得しスポーツを通じて兵庫の名を高めた。
- 17(1) 氏 名 三 宅 史 織
- (2) 住 所 神戸市
- (3) 功績内容 ジャカルタ・パレンバンで開かれた第18回アジア競技大会サッカー競技において金メダルを獲得しスポーツを通じて兵庫の名を高めた。
- 18(1) 氏 名 吉 岡 美 帆
- (2) 住 所 神奈川県
- (3) 功績内容 ジャカルタ・パレンバンで開かれた第18回アジア競技大会セーリング競技において金メダルを獲得しスポーツを通じて兵庫の名を高めた。



**平成30年度兵庫県社会賞表彰**

兵庫県社会賞規則（昭和47年兵庫県規則第44号）第2条の規定により、平成30年11月3日に次の者を表彰した。

平成30年12月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 氏 名 大 石 由 紀 子
- (2) 住 所 神戸市
- (3) 功績内容 人道支援活動の先導者として女性や子どもの人権擁護活動を国内外で展開するとともに「O i s h i サポートセンター」を開設し外国人被害女性に寄り添った自立支援活動に努めるなど豊かな地域社会づくりに尽くした。
- 2 (1) 氏 名 加 納 多 恵 子
- (2) 住 所 芦屋市
- (3) 功績内容 永年にわたり民生委員・児童委員として地域に暮らす人々の相談支援活動に取り組むとともに兵庫県社会福祉協議会副会長等を歴任し地域に根ざした福祉活動の推進に努めるなど県民福祉の向上に尽くした。
- 3 (1) 氏 名 坂 本 津 留 代
- (2) 住 所 神戸市
- (3) 功績内容 永年にわたり井吹台自治会連合会会長として地域コミュニティ活動の活性化に努めるとともに先駆的な防災・防犯活動に取り組み安全安心な地域づくりに貢献するなど豊かな地域社会づくりに尽くした。
- 4 (1) 氏 名 公益財団法人神戸学生青年センター・六甲奨学基金運営委員会
- (2) 住 所 神戸市
- (3) 功績内容 阪神・淡路大震災で被災した留学生への支援活動の経験と教訓を生かし古本市の開催収益による独自の奨学基金運営を通じてアジアからの留学生支援に努めるなど豊かな地域社会づくりに尽くした。



**入札公告**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成30年12月11日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 調達内容
  - (1) 調達する物品等の名称及び数量  
県立ものづくり大学校ほか12施設で使用する電気  
予定数量3,902,239キロワット時/年
  - (2) 調達案件の仕様等  
契約担当者が仕様書等で指定するところによる。

- (3) 履行期間  
平成31（2019）年4月1日（月）から平成32（2020）年3月31日（火）まで
  - (4) 履行場所  
仕様書別紙「対象施設の情報一覧」のとおり
  - (5) 入札方法  
落札決定に当たっては、入札金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 一般競争入札参加資格
- 本件入札に参加できる資格を有するものは、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。
- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。  
（入札参加資格審査窓口）  
兵庫県出納局管理課 電話（078）341-7711 内線4946
  - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
  - (3) 入札参加申込期間の最終日及び当該調達の開札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
  - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
  - (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
  - (6) 「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、入札参加「可」と判定された者又は判定を受けていない者で開札の日時までに入札参加「可」と判定された者であること。  
（環境配慮方針に基づく判定窓口）  
兵庫県農政環境部環境創造局環境政策課 電話（078）341-7711 内線3358
- 3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所
- (1) 交付期間  
平成30年12月11日（火）から同月21日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
  - (2) 交付場所  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県産業労働部政策労働局産業政策課 担当 中山  
電話（078）362-3311 内線3512
- 4 入札参加申込書及び入札書の提出期間
- (1) 入札参加申込書の提出期間  
平成30年12月11日（火）から同月21日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
  - (2) 入札参加申込書の提出場所及び問合せ先  
前記3（2）に同じ。
  - (3) 開札の日時及び場所  
日時 平成31年1月24日（木）午前10時から  
場所 兵庫県産業労働部政策労働局産業政策課（神戸市中央区下山手通5丁目10番1号）
  - (4) 入札書の受領期限  
郵送又は持参により入札書を提出するものとし、平成31年1月23日（水）午後5時までに前記3（2）の場所に必着のこと。
- 5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
契約希望金額（入札書記載金額の100分の108。以下同じ。）の100分の5以上の額の入札保証金を平成31年1月22日（火）午後5時までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。  
ア 国（公社・公団を含む。以下同じ。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。  
イ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき（入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。）。
- (3) 契約保証金  
契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。  
ア 過去2年間に国、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。  
イ 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出したとき。
- (4) 入札参加者に求められる義務  
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書に前記2(1)、(5)及び(6)に示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、平成30年12月21日（金）午後5時までに提出すること。  
イ 入札参加者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (5) 入札に関する条件  
ア 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す保険期間までであること。  
イ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。  
ウ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。  
エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。  
オ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。特に、入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その執行が可能となったときに効力を生じる。」旨が付記されていること。  
カ 代理人が入札する場合は、入札書と合わせて委任状を提出すること。  
キ 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。  
ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。  
ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。
  - (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
  - (8) 初度の入札において、前記4(4)及び5(5)アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、4(4)又は5(5)ウ若しくはエに違反し無効となった者以外の者  
コ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。
- (6) 入札の無効  
本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (7) 契約書作成の要否  
要作成
- (8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品等を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the services to be required:

Supply of electric power, 3,902,239kWh/1 year

(3) Fulfillment period:

From April 1, 2019 through March 31, 2020

(4) Location:

As per designated by the head of the procuring entity in specification

(5) Deadline for tender:

17:00 January 23, 2019 by direct delivery

17:00 January 23, 2019 by mail

(6) Person to contact concerning the notice:

Ms. Nakayama, Industrial Policy Division, Hyogo Prefectural Government

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)362-3311



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年12月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

高砂市米田町塩市字明田211番6の一部、212番2、212番11、217番1、217番7

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

高砂市伊保東二丁目2番5号

株式会社シカタ 代表取締役 志 方 和 久

3 許可年月日及び許可番号

平成30年3月20日

兵庫県指令東播（加土）（建）第1-38号（29高砂）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年12月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

高砂市北濱町北脇字大年371番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

姫路市大塩町182番地1

有限会社甲栄 代表取締役 柳 川 雅 也

3 許可年月日及び許可番号

平成30年10月26日

兵庫県指令東播（加土）（建）第1-17-2号（30高砂）

正 誤

○平成30年11月16日付け（兵庫県公報第3055号）

兵庫県告示第988号（道路の区域の変更）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
2	上から17	加東市河高字宮本	加東市河高字宮ノ本